

篠山再生計画(行革編)の進捗状況等についての篠山再生計画推進委員会委員の意見・提案

【平成25年度】

取組項目等	意見・提案 (H25.11)	市の取組方針(公表H26.2)	結果(現状)	担当課
	<p>一時休館していたチルドレンミュージアム等が再開し有効活用されていることは評価したい。しかし、「経費のかからない運営方法を検討する」というなかで、支出される指定管理料額の妥当性を含め、モニタリング制度等を積極的に活用し、市民に対してその運営状況等を継続的にわかりやすく情報提供を行うこと。</p>	<p>【行政経営課】 適切かつ確実なサービスが提供されているかを確認するモニタリングについては、その趣旨から本市も実施が必要であると判断し、集会施設等の一部を除き、平成25年度から実施した。また、その結果は事業収支も含めモニタリングレポートとして取りまとめた上で公表をおこなった。 チルドレンミュージアムについては、平成25年4月からの再開施設であるため平成26年度からモニタリングレポートを公表する。 【企画課】 指定管理者の撤退にもなっており、平成23年度中に篠山再生計画に基づき、再度「経費のかからない運営方法」に適う運営方法を検討することとした。検討を進める上で施設の新たな活用について広く提案の募集を行った。その結果、運営提案者を対象に審査を実施し、企画提案も参考にして、施設の効率的な運営や経費削減、新たな活用手法も含めて、指定管理者の選定を行った。今後も施設の効率的な運営や地域と連携した活用に向けて取り組む。</p>	<p>【行政経営課】 平成25年度から実施したモニタリングを、平成26年度はチルドレンミュージアムにおいても実施し、他施設と合わせ行政経営課でとりまとめである。モニタリングは単に公表を目的とするものではなく、指定管理者との連絡や場合によっては聞き取り調査を行うことも重要であるので、引き続き指定管理者との適正な関係を構築するツールとしてもモニタリングの活用をする。また、施設間の様式を統一したモニタリングレポートとし、わかりやすい公表に努めた。 【企画課】 平成25年4月より、現指定管理者である株式会社ドリームアウェイに委託運営している。 施設の管理運営に関しては、地元のミュージアムクラブや人形劇団クラレテとの連携により、周辺地域との密接な関わりを持ち、地元イベント等でも利用していただいている。休館中には、施設内のみにとどまらず、市内保育園、幼稚園、小学校等に出向いての活動を行って密接な関わりを持ち、館運営のみにとどまらず、市内全域での取り組みによって地域活性化に大きく寄与している。その結果、課題であった市内利用率は約25%に向上するなど、地域のちるみゅーとしておおいに成果を上げることができた。 経営面に関しては、冬期間や平日を休館とし、人件費や光熱水費の節減に努め、常に効率のよい運営に取り組んでいる。</p>	<p>行政経営課 企画課</p>
<p>公の施設の見直し</p>	<p>施設更新のための投資を計画的に行うための全体的な計画を作り推進するため、基礎的な情報としての固定資産台帳の早期整備と、公共施設を統括的に管理する組織の設置が不可欠である。</p>	<p>【管財契約課】 施設の耐震診断、改修工事については緊急防災減災事業計画に則り順次進めている。現在、土地台帳及び施設台帳の整備に取り組んでおり、それをもとに固定資産台帳の整備を進める。 【職員課】 現時点においては、公共施設を一元管理する部署の設置の予定はないが、管財部門に技術建築職員を配置し、関係部署間における情報の共有化や各施設管理者への技術的支援など、管財部門を中心とした庁内横断的な取り組みを進める。</p>	<p>【管財契約課】 現在、緊急防災減災事業により、施設の耐震に係る診断、改修工事に取り組んでいる。施設の耐震化を優先してきたが、固定資産台帳の整備に順次取り組んでいく。またインフラ長寿命化基本計画に基づき、総務省から公共施設等総合管理計画の策定を求められており、固定資産台帳の整備と合わせて取り組む。 【職員課】 道路、公園、住宅、庁舎、学校、福祉施設、文化施設等について、長寿命化計画等に基づき、部門毎に管理と運営を一体的に行っている。また、改修等における技術的支援を管財部門で行っている。</p>	<p>管財契約課 職員課</p>
	<p>図書館ほか市民の利用する公の施設については、施設のあり方、利用者のニーズ、効率性などについて検討課題にしながら様々な方策を検討すること。</p>	<p>中央図書館においては、図書館界を取り巻く環境や市民ニーズの変化、また、他館の動向などを見極めつつ、少ない経費で最大の効果を上げるための管理体制(直営・部分委託・指定管理等)を常に研究していく。 中央館は、蔵書計画に基づくバランスのとれた資料の収集はもちろん、利用者の知的欲求を満たせる人材の育成に取り組んでいく。また、単なるまちな貸本屋ではなく、「市民の憩いの場であり、市民と共に成長する図書館」を目指す。 一方、市民センター図書コーナーは、市民ボランティアの協力により運営しているが、単に中央館の分館で良いのか、あるいは子育て支援や調べ学習など特徴的な機能を強化した図書館として活用していくのが良いかなど、図書館ボランティア等と協議しながら、また、市民の声も反映しながら、将来のあるべき姿を想定する中で利用者増に向けた取り組みを進めている。</p>	<p>【中央図書館】 管理体制については、近隣市町の図書館の動向を見極めつつ継続的に検討しているところである。 蔵書計画に基づき資料収集を行い、計画どおり進行中である。利用者の知的欲求を満たせるよう、図書館司書の研修等を実施し、スキルアップをめざして人材育成に取り組んでいる。 図書館ビジョンに基づき、さらなる図書館サービスの向上をめざして事業に取り組んでいる。また、毎年さまざまな企画展や講演会、イベントを実施し、幅広い世代や図書館を利用したことのない方々にご来館いただく工夫をし、利用者増に取り組んでいる。 市民センター図書コーナーについては、これからの市民センター図書コーナーのあり方検討会を開催し、利用者増に向けた取り組みを検討している。サービス充実可能な内容から随時実施している状況である。</p>	<p>中央図書館</p>
<p>財政収支見直し</p>	<p>今後、交付税の増額等が見込まれるが、財政調整基金が平成31年度に底をつく見込まれるなか、財政規律はいかなる事態があっても緩めてはならない。収支見直しにおいて想定していない歳入増は財政調整基金に積み立てをし、基金が底をつかないようしっかりと維持していく必要がある。</p>	<p>普通交付税については、支所に要する経費の算定の見直しが行われ、本市にとってもプラス要因となる見込みである。しかし、算定方法は随時見直される可能性もあることから、財政規律を緩めることなく財政運営を図っていく。 また、財政調整基金は収支見直し、平成31年に0円となる見通しであるが、標準財政規模の5%である7.5億円程度は最低確保できるよう、交付税の増額分については可能な限り財政調整基金への積立を行う。</p>	<p>【行政経営課】 平成26年度に、普通交付税算定方法の見直しがあり、主なものとして市町村合併による行政区画の広域化を反映した算定(支所に要する経費)が行われた。支所に要する経費は平成26年度以降2億円程度を3年かけ、6億円程度が増加する見込みである。これらの影響は収支見直しに反映させるが、意見提案のとおり適正な財政調整基金残高の水準を維持できるよう財政運営を行う。</p>	<p>行政経営課</p>

取組項目等	意見・提案 (H25.11)	市の取組方針 (公表H26.2)	結果(現状)	担当課
その他	<p>今後、交付税、消費税の見直しなど、歳入、歳出に大きな影響を及ぼす政策が確定的に出てきた場合、速やかに再生計画への反映、見直しを行うとともに本委員会へ報告するような仕組みを検討されたい。</p>	<p>現状の収支見直しは、消費税率改定に伴う歳出増額分や普通交付税の算定見直しによる歳入増額分については反映していないので、今後歳入歳出ともに見直しを行い、篠山再生計画推進委員会へ報告する。 また、実績効果額の算定基準については計画策定時の平成19年度に加え、合併算定替終了後の平成27年度の決算額を基準として、平成28年度からの実施を検討する。</p>	<p>【行政経営課】 平成26年度に篠山再生計画推進委員会へ報告する収支見直しは、消費税率が8%に改定されたことによる歳出増額分や普通交付税の算定見直しによる歳入増額分についても反映している。しかし、消費税率10%への対応については、国の方針が決定していないことから反映していない。今後とも消費税に限らず国庫の施策動向等について早期把握に努めたい。また、進捗状況報告で毎年推進委員会で確認いただいているが、実績効果額の算定基準について計画策定時の平成19年度に加え、合併算定替終了後の平成27年度の決算額を基準として、平成28年度からの実施を引き続き検討する。</p>	行政経営課
	<p>将来の人口減少、社会構造の変化に的確に対応しつつ財政収支を安定化させるため、総合計画等の見直しにあたり、公の施設のあり方など再生計画に基づく長期的な視点を反映し、より充実して実効性のある内容にすることが重要である。</p>	<p>将来人口や公の施設のあり方などを考慮し、収支見直しとの整合性を図りながら、平成26・27年度の総合計画後期基本計画の見直しや策定を行う。</p>	<p>【企画課】 本年度から後期基本計画の策定を行うにあたり、基本構想及び前期基本計画の検証を行い、将来人口や公の施設のあり方など長期的な視点を考慮して、実効性のある基本計画策定を図る。</p>	企画課
	<p>債権管理条例の制定とあわせ、その実効性を高めるための組織強化が不可欠である。強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権を集めて、債権回収のノウハウがある職員を中心とした「(仮称)債権管理課」の設置を検討されたい。</p>	<p>債権の一元管理を行う部署の設置は、管理システムの整備や法的根拠が異なる各種債権を同一部署で取り扱う体制づくりなど課題も多く、現時点では設置の予定はないが、今後債権管理条例の運用状況や先進自治体の実施状況などを踏まえて研究していく。</p>	<p>【職員課】 平成25年12月に債権管理条例を制定し、行財政担当部門が総合調整を行い、各債権の所属部署が回収、管理を行っている。また、収税課が中心となり、市税等の確保の庁内連絡会を開催して情報交換を行っている。</p>	職員課
	<p>次年度の予算案策定に速やかに反映するため、市の決算確定の時期を繰上げるべきである。決算の審査、決算の数字こそが予算を審議するためのスタートラインであるという意識をもって執行部、ならびに市議会も臨みたい。</p>	<p>【行政経営課】 決算の確定時期については地方自治法上、出納整理期間後3ヶ月以内に証書類その他政令で定める書類と合わせて、会計管理者から長に提出することとなり、その後長は速やかに監査委員の審査に付し、監査意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬとされている。 現状でも出納整理期間終了後、概ね2ヶ月経過後には監査委員の審査に付しており、これ以上の大幅な決算確定時期の繰上げは困難と思われるが、早期確定の可能性については他市の状況も踏まえ、今後も検討していく。 【会計課】 決算書作成事務の処理過程を見直し、出納整理期間中に事前準備を進め、これまで7月初めであった決算書の提出日を早められるよう努める。</p>	<p>【行政経営課】 監査委員へ審査に付す時期等に大きな差はなかったものの、議会での決算認定日が平成25年度決算では、例年の12月から10月20日と早められた。そのことに伴い、議会の決算特別委員会等の日程についても、前倒しになっており、行政経営課としても、議会事務局への資料提出等を各課に依頼する時期を早めるなどの対応をとった。 【会計課】 H24よりも各会計担当への依頼時期を一週間早めた。決算書の体裁を調整するために全頁を手作業で修正するための時間が必要なことに加え、今年度は調定額の修正などで決算値確定に予定外の時間を要したため、決算書の提出日は従前と変わらない結果となった。</p>	行政経営課 会計課